

※このマニュアルは、安全管理規程の地震防災対策基準を補完し、同基準と併用します。

## 許可航路の避難判断と旅客案内

- 大型船・中型船全航路共通 150MHz無線電話、VHF、エリアメール、防災無線、ラジオにて情報取得
- 旅客なしの係留中は、係留強化のうえ、各営業所毎の避難行動をとります。避難後に旅客の避難状況を各営業所長ごとにまとめ、運航管理者と安全統括管理者に集約します。
- 停泊中で旅客が乗船している場合には、地震があったこと、情報確認中であること、次の案内まで座席でお待ちいただくよう、船内放送します。

発震3分後までに気象庁から発表される津波情報 ①おそれなし ②津波注意報 ③津波警報に応じて次の対応とします。

### ●旅客乗船停泊中の津波注意報警報

津波注意(警)報が発表されたこと、係員の指示に従って順に下船いただくこと、避難場所へ誘導することを船内放送します。

・・・着岸後の旅客避難誘導に続く・・・

### ●航行中の津波注意報

津波注意報が発表されたが、航行に影響がないこと、万が一の安全のために帰港することを、船内放送します。

・・・逐次情報提供・・・

到着前、到着後に誘導するので係員の指示に従って順に下船いただくことを船内放送します。

### ●航行中の津波警報(帰港)

津波警報が発表されたこと、到達予想時刻まで十分な時間があるので帰港することを船内放送します。

・・・逐次情報提供・・・

到着前、到着後に誘導するので係員の指示に従って順に下船いただくことを船内放送します。

### ●航行中の津波警報(沖合避難)

津波警報が発表されたこと、到達予想時刻まで時間がないので、海上待機すること、本船は、通常の波には十分に対応可能であることを船内放送します。

・・・逐次情報提供・・・

●津波到達予想時刻から、反転帰港から下船、所定避難に到達するまで十分な時間が確保されると判断される場合には、航路箇所毎の対応基準にかかわらず、また、住民への避難勧告・指示のある港へは帰港しない原則(地震防災対策基準)にかかわらず、松島港へ帰港します。

### 4) -2 車でお越しのお客様には(閑散期に限り)

車での移動が必要なお客様には、45号線松島海岸駅の信号を右折して県道144号を松島海岸インター方面又は、45号線松島海岸駅の信号を直進後右手の坂を上ったホテル松島大観荘駐車場への避難を案内します。

### 避難行動の開始

非常持ち出しの準備が出来次第避難開始(地震後5分以内。防災無線避難勧告等もあり)

### ●駅前営業所

5) -1 目の前に津波が迫っている場合、観音堂や松島海岸駅へ避難、誘導

5) -2 到達予想時刻まで避難時間がある場合

津波の到達は 時 分頃と予想されたこと、避難先は、線路のガードをくぐった先の三十列(さんじゅうがり)避難所(約450メートル徒歩7分ほど)となることを案内しつつ、避難・誘導を開始します。

### ●水族館前営業所

5) -1 目の前に津波が迫っている場合、付近高所、2階以上建物へ避難

5) -2 到達予想時刻まで避難時間がある場合

津波の到達は 時 分頃と予想されたこと、避難先は、国道45号線松島海岸駅前の信号を渡って線路のガード(約300メートル5分)をくぐった先の三十列避難所(約700メートル、10分ほど)となることを案内しつつ、避難・誘導を開始します。乗船客の下船後誘導は、乗組員と陸員が共同で行います。

### ●中央営業所

符合客の誘導は、観光協会、他の運航会社と協力して行います。

5) -1 目の前に津波が迫っている場合、付近高所、2階以上建物へ避難

5) -2 到達予想時刻まで避難時間がある場合

津波の到達は 時 分頃と予想されたこと、避難先は ①瑞巖寺(約300メートル、5分、標高2.3メートル)を目指すことを案内しつつ避難、誘導を開始します。

②さらなる安全のために、瑞巖寺前から250メートル先の天麟院裏手の墓地標高10メートル五郎八姫の墓所)へ、避難・誘導します。

③内陸と連絡し、救援を受け、帰還するため、指定避難所である三十列避難所へ順次移動します。・・・逐次情報提供・・・

### ●五大堂営業所

5) -1 目の前に津波が迫っている場合、近くの土産物屋、食堂、ホテル等2階以上の建物へ避難

5) -2 到達予想時刻まで避難時間がある場合

津波の到達は 時 分頃と予想されたこと、避難先は ①瑞巖寺(約600メートル、分、標高2.3メートル)を目指すことを案内しつつ避難、誘導を開始します。

②天麟院裏手の墓地(標高10メートル五郎八姫の墓所)(250メートル先の)へ、さらなる安全のためへ避難・誘導します。

③内陸と連絡し、救援を受け、帰還するため、指定避難所である三十列避難所へ順次移動します。・・・逐次情報提供・・・



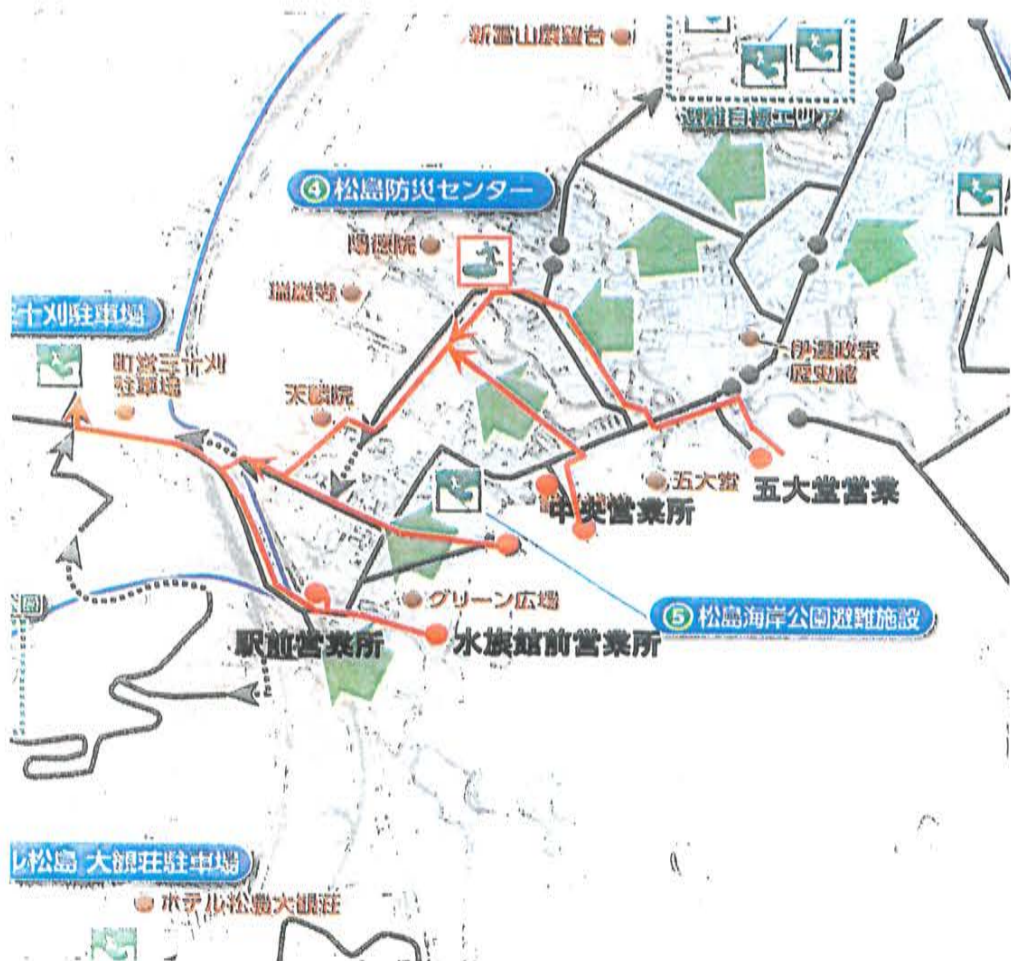
## 着岸後の旅客避難誘導

### 営業所員と付近の旅客の避難誘導

### ●各営業所共通 津波注意報、警報共通

券売所前や待合の客には、放送又は大声で以下の案内を行い、非常持ち出しの準備をする。

- 1) 地震の情報を確認中であること、窓から離れ、頭上と、足元注意いただくこと。
- 2) (情報あり次第) 周辺地区の地震の震度、津波のおそれ(3分以内に発表される)・・・
- 3) -1 津波のおそれはないこと、(陸上震災が無ければ)松島遊覧船は通常運航することを案内します。
- 3) -2 津波注意(警)報が発表されたこと。お客様の避難誘導を行うことを大声や拡声器で案内します。
- 4) 車でお越しのお客様には(閑散期以外)渋滞しますので、徒歩での避難を強く勧めます。



●避難経路や避難所については、道路と施設の工事により最適箇所の変化が考えられるので、随時、現地確認を行い、松島町総務課環境防災班に協議のうえ、必要なときは本表を更新する。少なくとも年1回、実際に避難誘導訓練を行い、結果に基づいて必要なときは本表を更新する。